

各和歌山県所管指定居宅サービス事業所管理者
各和歌山県所管指定介護予防サービス事業所管理者
各和歌山県所管指定介護老人福祉施設管理者
各和歌山県所管介護老人保健施設管理者
各和歌山県所管指定介護療養型医療施設管理者
各和歌山県所管介護医療院管理者
各和歌山県所管養護老人ホーム施設長
各和歌山県所管軽費老人ホーム施設長
各和歌山県所管有料老人ホーム管理者
各和歌山県所管サービス付き高齢者向け住宅管理者

様

和歌山県福祉保健部
介護サービス指導室長
(公印省略)

高齢者施設等における新型コロナウイルス感染者の発生に向けた対応について（依頼）

新型コロナウイルス感染症の感染防止対策の適切な実施について、誠に感謝申し上げます。

令和2年5月25日に全国における緊急事態の解除が宣言され、県内の現在陽性者数は、6月2日に0（ゼロ）となり、現在まで継続しています。改めて皆様方のこれまでの感染防止に向けた取組の徹底に対して御礼申し上げます。

さて、今後、施設・事業所において、新型コロナウイルスの感染者が発生した場合等に、緊急に濃厚接触者の把握や行動履歴の追跡を行う必要があるため、下記の書類について、早急に提供をお願いすることがあります。つきましては、下記書類について、常に最新のものに整備・更新し、保管していただきますよう、よろしく願いいたします。

記

○ 施設・事業所において、感染者が発生した場合等に、緊急に濃厚接触者を把握するため等に必要な書類

- ・全職員（派遣職員・調理業務等委託職員を含む。）の名簿（住所、連絡先を含む。）：全サービス
- ・利用者・入所者（入居者）の名簿（住所、連絡先を含む。）：全サービス
- ・サービス利用日ごとの利用者名簿：通所系・訪問系サービス
- ・各居室別の入所者（入居者）の名簿（配置図）：入所系サービス（短期入所者を含む。）
- ・利用者送迎時の運行記録（日時・運転手・同乗者がわかるもの）：通所系・訪問系サービス
- ・業者等の施設内への出入り記録（氏名・来訪日時・連絡先）：入所系・通所系サービス
- ・施設平面図：入所系・通所系サービス
- ・入所者・短期入所者の医療機関等への送迎記録：入所系サービス
 - ※ 既存の資料で把握できれば、改めて作成の必要はありません。
 - ※ 既に退職した職員、サービス利用を終了した利用者及び退所者（退去者）についても、連絡が取れるよう、サービス提供終了後も上記書類は一定期間（2ヶ月程度）保管をお願いします。

県介護サービス指導室
TEL：073-441-2527（直通）